

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第2章 人事 (労働契約の更新)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、非常勤講師、シニアプロフェッサー及びインストラクターの労働契約は、本学の経営状況、次年度の授業計画及び本人の勤務状況を総合的に勘案し、<u>当初の採用日から5年(労働契約法第18条に規定する通算契約期間をいう。)</u>を超えない範囲内において更新することができるものとする。ただし、カリキュラム及びシラバスの変更に伴い、担当している科目・授業が休止、廃止又は縮小となった場合は更新しないものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>附 則(平成25年4月1日 25経教規則第6号)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 改正後の第7条第2項、<u>第3項及び第5項</u>の規定は、施行日以降に採用される者に適用する。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 人事 (労働契約の更新)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、非常勤講師、シニアプロフェッサー及びインストラクターの労働契約は、本学の経営状況、次年度の授業計画及び本人の勤務状況を総合的に勘案し、更新することができるものとする。ただし、カリキュラム及びシラバスの変更に伴い、担当している科目・授業が休止、廃止又は縮小となった場合は更新しないものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>附 則(平成25年4月1日 25経教規則第6号)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 改正後の第7条第2項<u>及び第3項</u>の規定は、施行日以降に採用される者に適用する。</p> <p>3～7 (略)</p>	

附 則(経教規則第10号)

この規則は、平成25年4月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。